

# 令和3年度 フロン対策講習会

フロン排出抑制法改正のポイントと注意事項

主催：東京都環境局／一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会  
場所：東京都庁 都民ホール



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

# 目 次

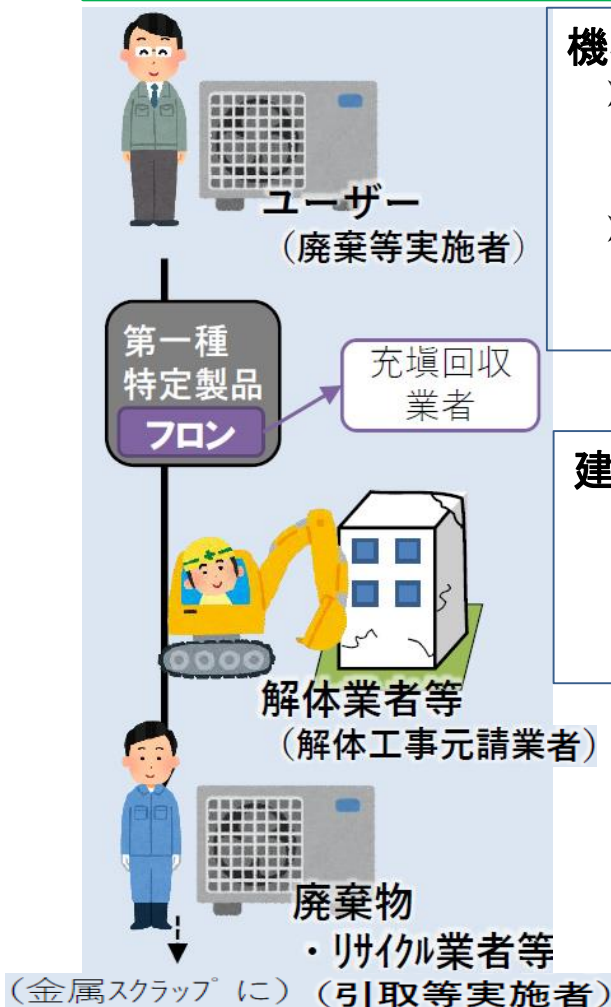
---

- I . フロン排出抑制法改正のポイント
- II . フロン排出抑制法の注意事項

## I. フロン排出抑制法改正のポイント

1. 法改正のポイント
2. 機器の管理者について
3. 充填回収業者について
4. 解体工事元請業者について
5. 産廃・リサイクル業者について
6. 廃棄する機器の引渡・引取
7. 引取証明書か確認証明書か

# 1. 法改正のポイント〔令和2年4月1日施行〕



## 機器廃棄の際の取組

- 都道府県の指導監督の実効性向上  
ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する**直接罰の導入**  
(間接罰 (指導⇒勧告⇒命令⇒罰則の4段階 ⇒直接罰 (1段階) へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等への**フロン回収済み証明**の交付を義務付け  
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼  
する場合は除く。)

## 建物の解体時の機器廃棄の際の取組

- 都道府県の指導監督の実効性向上
  - ・ 建設リサイクル法**解体届**等の必要な**資料要求**規定を位置付け
  - ・ 解体現場等への**立入検査**等の対象範囲拡大
  - ・ 解体業者等による機器の有無の確認記録の**保存を義務付け**等

## 機器が引き取られる際の取組

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の**引取りを禁止**  
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

## その他

- 継続的な普及・啓発の推進のため、都道府県における関係者による**協議会**規定の導入等

## 2. 機器の管理者について①

### ◆「間接罰」から「直接罰」へ

1) フロンを回収しないで機器を廃棄した場合  
(フロンの引渡義務違反)



50万円以下の  
罰金（直罰）

2) フロン回収の際、行程管理票の  
(交付・保存・記載) 違反



30万円以下の  
罰金（直罰）

◆ 機器を廃棄する場合、「引取証明書の写し」又は「確認証明書の写し」を交付しなければならない。（それぞれ3年間保存義務）

1) フロンが充填されていないことの証明書がないと、機器を廃棄できない。



30万円以下の  
罰金（直罰）

## 2. 機器の管理者について②

### ◆ 「点検記録簿」を機器廃棄後も3年間保存

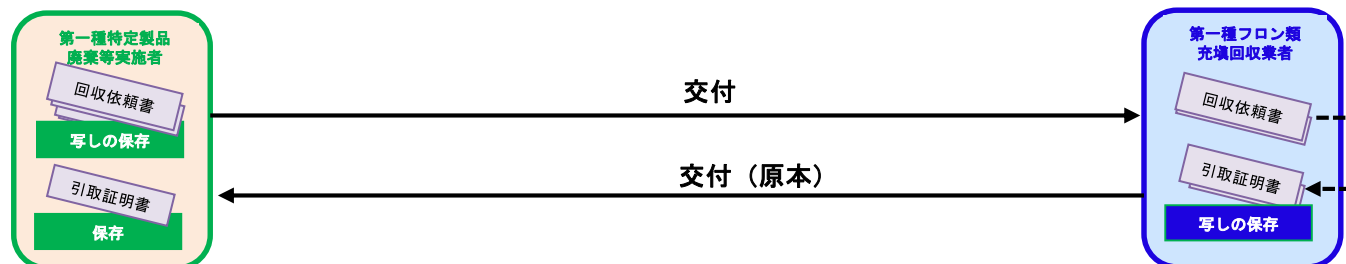
#### 1) 記録事項の追加

- ① 廃棄時、充填回収業者がフロン類を回収した年月日
- ② 廃棄時、フロン類を回収した充填回収業者の氏名（名称）

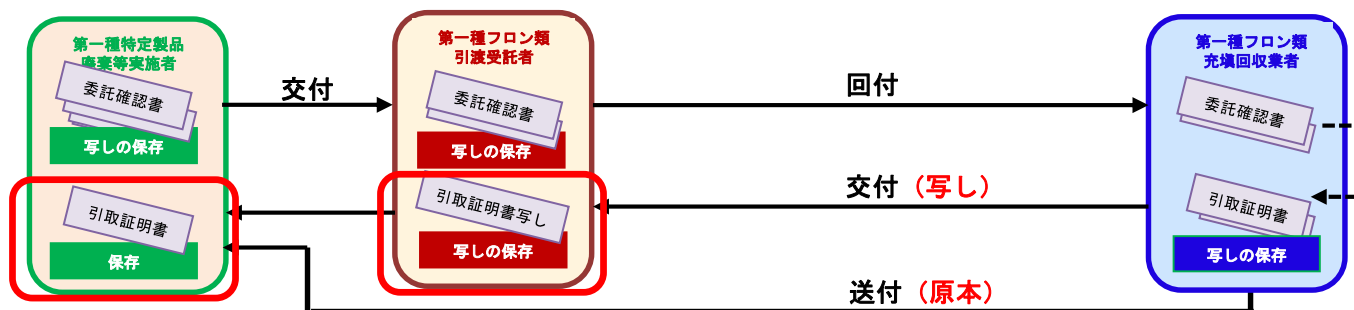
### ◆ 建物解体時に解体工事元請業者から交付を受ける「事前確認書」を交付後3年間の保存義務

### 3. 充填回収業者について①〔原本と写しの送付先〕

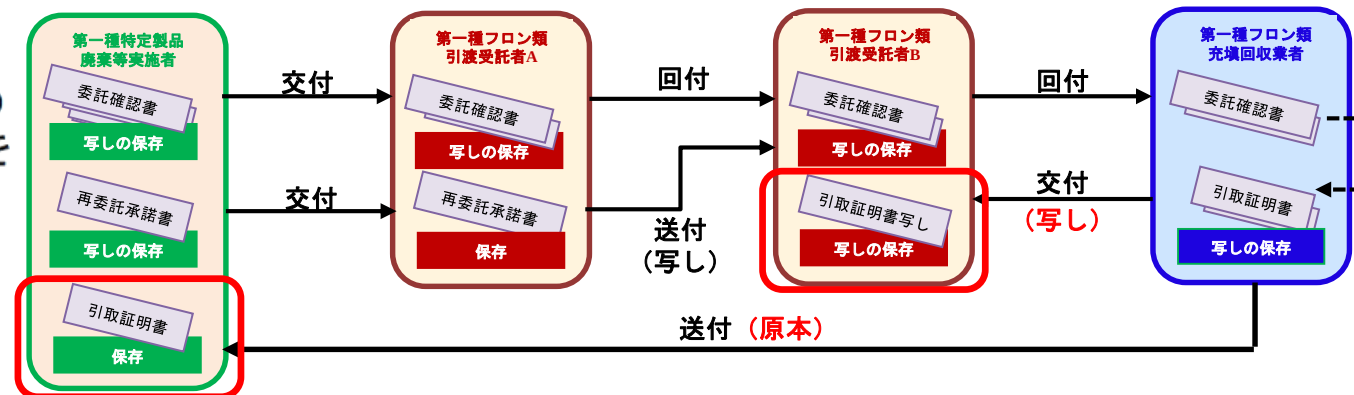
(方法1)  
充填回収業者へ  
**直接**フロン類を引  
き渡す場合



(方法2)  
充填回収業者へ  
のフロン類の引渡  
しを**委託**する場合



(方法3)  
充填回収業者への  
フロン類の引渡しを  
**再委託**する場合  
保存期間:3年



※引取証明書は、原本を廃棄者に送付。写しを引渡受託者へ交付  
(今までと、原本と写しの送付等先が逆になります。)

## 3. 充填回収業者について②

### 〔確認証明書〕

機器の管理者から、フロン類が充填されていないことの確認を求められた場合、以下の基準等に対応してください。

#### ① 確認作業の基準

- フロン類の回収に関する基準以下まで吸引してもフロン類が回収されなかったこと。
- 確認作業は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者が行う。
- 確認後に交付する**確認証明書**は、機器の**廃棄者**及び**充填回収業者**双方が書面又はその写しを**保存**しなければなりません。（**交付後3年間**）

#### ② 確認証明書の記録事項

- 機器の廃棄者の氏名（名称）、住所
- 確認を行った機器の種類と台数
- 確認した機器が確認前にあった場所（所在）
- 確認を行った充填回収業者の氏名（名称）、住所、登録番号
- 確認証明書の交付年月日
- 確認を行った日

回収に関する基準

| フロン類の圧力区分                                                                       | 圧力※            | ゲージ圧力<br>（参考）   |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 低圧ガス（常用の温度での圧力が <b>0.3MPa</b> 未満のもの）                                            | <b>0.03MPa</b> | <b>－0.07MPa</b> |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が <b>0.3MPa</b> 以上 <b>2MPa</b> 未満であって、フロン類の充填量が <b>2kg</b> 未満のもの） | <b>0.1MPa</b>  | <b>0 MPa</b>    |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が <b>0.3MPa</b> 以上 <b>2MPa</b> 未満であって、フロン類の充填量が <b>2kg</b> 以上のもの） | <b>0.09MPa</b> | <b>－0.01MPa</b> |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が <b>2MPa</b> 以上のもの）                                              | <b>0.1MPa</b>  | <b>0 MPa</b>    |

（※上表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ吸引すること。）



### 3. 充填回収業者について③

第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認が追加されたことから、充填回収業者が記録すべき項目が従来の**記録・報告事項**に**追加**された。

#### ① 追加の**記録事項**

- フロン類が充填されていないことの**確認**を行った**年月日**
- 機器の廃棄者の氏名（名称）・住所
- **確認**した機器の種類（エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器）・台数

#### ② 追加の都道府県知事への**報告事項**

- フロン類が充填されていないことの**確認**を行った機器の**種類と台数**
- **様式第3の変更**

# 3. 充填回収業者について④

## 〔新様式第3〕

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| CFC                                 |  | (1) エアコンディショナー | (2) 冷蔵庫及び冷凍機器 | (3) 合計 |
|-------------------------------------|--|----------------|---------------|--------|
|                                     |  | 設置             | 設置以外          | 設置     |
| CFCを充填した第一種特定製品の台数                  |  | 台              | 台             | 台      |
| ①充填した量                              |  | kg             | kg            | kg     |
| CFCを回収した第一種特定製品の台数                  |  | 台              | 台             | 台      |
| ②回収した量                              |  | kg             | kg            | kg     |
| ③年度当初に保管していた量                       |  |                |               | kg     |
| ④第一種フロン類再生業者に引き渡した量                 |  |                |               | kg     |
| ⑤フロン類破壊業者に引き渡した量                    |  |                |               | kg     |
| ⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量 |  |                |               | kg     |
| ⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量               |  |                |               | kg     |
| ⑧年度末に保管していた量                        |  |                |               | kg     |
| HCFC                                |  |                |               |        |
|                                     |  | (1) エアコンディショナー | (2) 冷蔵庫及び冷凍機器 | (3) 合計 |
|                                     |  | 設置             | 設置以外          | 設置     |
| HCFCを充填した第一種特定製品の台数                 |  | 台              | 台             | 台      |
| ⑨充填した量                              |  | kg             | kg            | kg     |
| HCFCを回収した第一種特定製品の台数                 |  | 台              | 台             | 台      |
| ⑩回収した量                              |  | kg             | kg            | kg     |
| ⑪年度当初に保管していた量                       |  |                |               | kg     |
| ⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量                 |  |                |               | kg     |
| ⑬フロン類破壊業者に引き渡した量                    |  |                |               | kg     |
| ⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量 |  |                |               | kg     |
| ⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量               |  |                |               | kg     |

| HFC                                         |  | (1) エアコンディショナー | (2) 冷蔵庫及び冷凍機器 | (3) 合計 |
|---------------------------------------------|--|----------------|---------------|--------|
|                                             |  | 設置             | 設置以外          | 設置     |
| HFCを充填した第一種特定製品の台数                          |  | 台              | 台             | 台      |
| ⑯充填した量                                      |  | kg             | kg            | kg     |
| HFCを回収した第一種特定製品の台数                          |  | 台              | 台             | 台      |
| ⑰回収した量                                      |  | kg             | kg            | kg     |
| ⑱年度当初に保管していた量                               |  |                |               | kg     |
| ⑲第一種フロン類再生業者に引き渡した量                         |  |                |               | kg     |
| ⑳フロン類破壊業者に引き渡した量                            |  |                |               | kg     |
| ㉑法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量         |  |                |               | kg     |
| ㉒第49条第1号に規定する者に引き渡した量                       |  |                |               | kg     |
| ㉓年度末に保管していた量                                |  |                |               | kg     |
| 法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数 |  |                |               |        |
|                                             |  | 台              | 台             | 台      |

- 備考
- 1 台数の大きさは、日本産業規格JIS A 4とすること。
  - 2 署名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
  - 3 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓となるようにすること。
  - 4 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

法第41条の規定により  
フロン類が充填されてい  
ないことの確認を行った  
第一種特定製品の台数

## 4. 解体工事元請業者について

### 建設・解体業者

#### やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

- ③ フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

### 工事の発注者



#### 改正点

フロン類を回収しないまま行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、50万円以下の罰金**

### 廃棄物・リサイクル業者



#### 改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、50万円以下の罰金**

### 〔変更点〕

1) 引取証明書等の提示があって、**フロン類の回収済みであっても、事前確認を行う必要があります。**

2) **解体現場**や解体業者への都道府県の報告徴収・立入検査ができることになりました。

改正フロン排出抑制法に関する説明会  
【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け】  
資料から

## 5. 産廃・リサイクル業者について

第一種特定製品  
引取等実施者

**フロン類の回収等が確認できない  
第一種特定製品の引き取り等は禁止！**

**50万円以下の罰金**

以下の場合、機器を引き取ることができます。

- ① 引取証明書の写し又は確認証明書の写しを受け取った場合
- ② 自らフロン回収を行う場合（充填回収業者登録をしている場合）
- ③ 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

引取証明書の写しや確認証明書の写しは、**3年間保存**する必要があります。

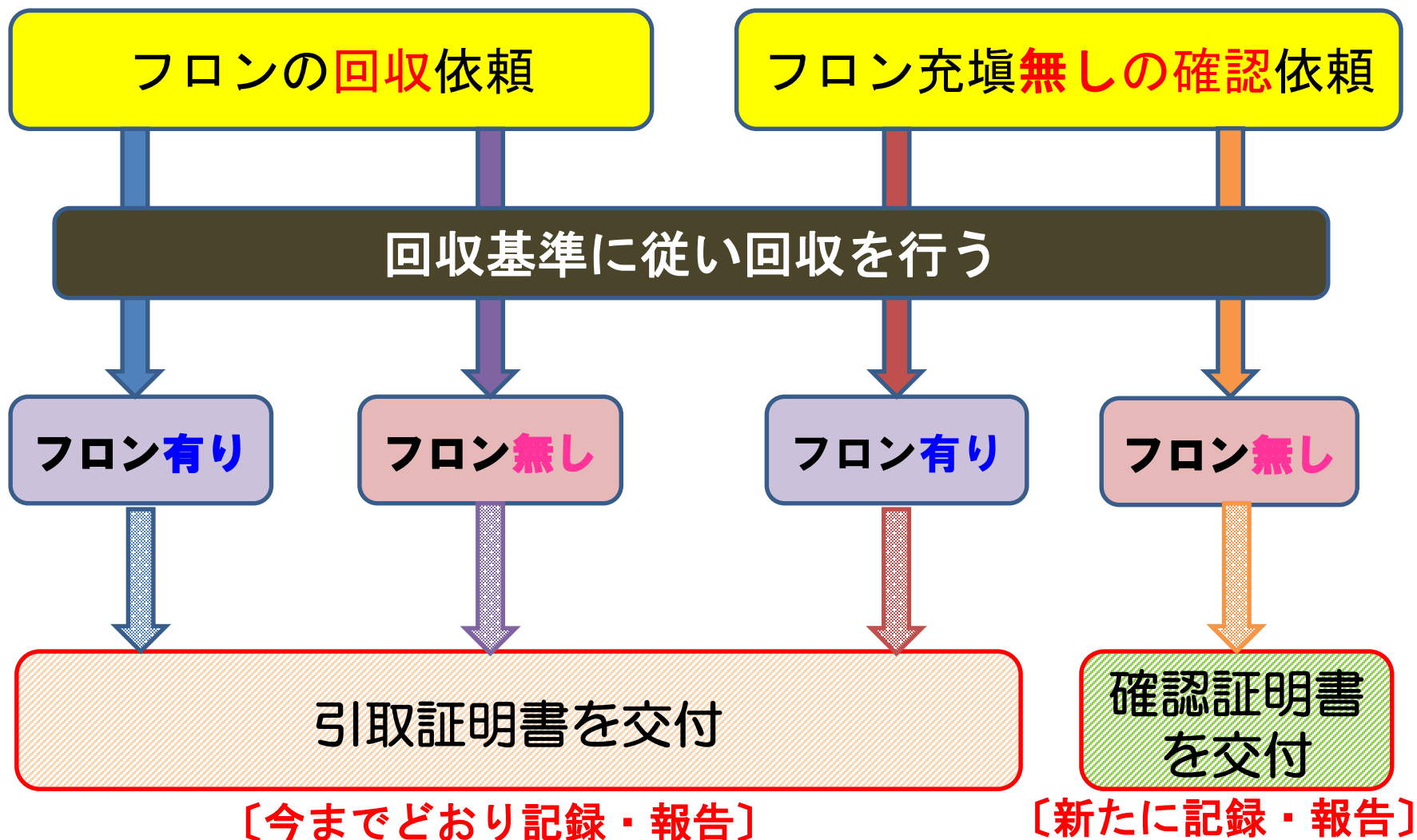
※さらに別の産業廃棄物処理業者等に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写し又は確認証明書の写しを交付して引き渡します。

# 6. 廃棄する機器の引渡・引取

〔廃棄時の機器の流れ〕



## 7. 引取証明書か確認証明書か



## Ⅱ. フロン排出抑制法の注意事項

1. 対象機器について
2. 管理者について
3. 機器の整備時について  
(充填証明書・回収証明書、算定漏えい量)
4. 充填証明書・回収証明書・引取証明書



# 1. 対象機器について①

## ●対象機器（第一種特定製品）

- 「第一種特定製品」とは、業務用の空調機器（エアコンディショナー）及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているものをいいます（第二種特定製品を除く。）。
- 「業務用」とは、製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせください。

### 業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍  
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機



輸送用冷凍冷蔵機 等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

### 第二種特定製品

カーエアコン  
(荷台を除く。)



### 家庭用製品



家庭用冷蔵庫



家庭用ルームエアコン

### 冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒（CO<sub>2</sub>、アンモニア、空気、水等）の冷凍・冷蔵機器





# 1. 対象機器について②（第一種特定製品の見分け方）

★「業務用」か「家庭用」かは、使用用途ではなく、機器そのものが「業務用」か「家庭用」かで決まる。

フロン排出抑制法 第一種特定製品

この製品には冷媒として、HFC が使われています。

(1) フロン類をみだりに大気に放出することは禁じられています。

(2) この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。

(3) 工場出荷時のフロン類の種類・数量・GWP 値（地球温暖化係数）は、下表になります。

| 種類                                                                                                                                                                            | HFC | 冷媒番号 | R410A | 数量 | 3.8kg | GWP 値 | 2090 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|-------|----|-------|-------|------|
|  警告 破損の恐れあり、サイクル内に指定冷媒以外のガスを混入しない。<br>空気、指定以外の冷媒、可燃性ガスを混入すると、サイクル内が以上高圧となり、破裂・火災・けがの原因になります。 |     |      |       |    |       |       |      |

ルーム  
エアコン  
ディショナ

銘板を  
確認

「第一種特定製品」

平成14(2002)年4月以降に出荷された製品のうち、フロン排出抑制法対象製品には、「第一種特定製品」と銘板に明記されている。

平成14年4月より前に出荷された製品や、銘板が見えない製品、よくわからない製品等不明なものは、**機器メーカーに確認**する。

ルームエアコンディショナ  
室外ユニット（分離形）

形名 RAS-40ZPADR

電 源 単相 200V  
50/60Hz

圧縮機出力 750W

冷 媒 R410A

封 入 量 1.15kg

総 質 量 37kg

製造番号 905N4053

15mチャージレスエアコン

このエアコンは接続配管長20m、落差10mまで据付け可能です。  
ただし 15m以上は冷媒補充が必要です。  
延長1m当り 20g 補充してください。  
●詳しくは、据付説明書をごらんください。

 JIS JET

JIS C 9612 JE0308025

空冷式 冷房・暖房兼用

冷媒 R410A

日本国内専用品  
Use only in Japan

# 1. 対象機器について③（「エアコン」か「冷凍冷蔵」か）

| 分 類        | 考え方                                                                                                                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エアコンディショナー | 対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、洗浄度等を調整するための機器（労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空間（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。） |
| 冷凍冷蔵機器     | 物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器                                                                                   |

## ●大別すると

「エアコン」・・・・・・・・「人、生き物」を対象

「冷凍冷蔵」・・・・・・・・「物」を対象

- ただし、「物」を対象であっても「対象となる物そのものの温度ではなくその空間の温度等を調整」している場合・・・・・・・・「エアコン」
- 「物そのものの温度等を調整」している場合・・・・・・・・「冷凍冷蔵」

## ★例★

- エアコン：「電算室・クリーンルーム・ビニールハウス・植物工場の空調」、  
「動物園の動物部屋の空調」等
- 冷凍冷蔵：「水槽の水の温度管理」、「お花屋さんの生花のケース」等
- チラー：「水」を冷やしているが、その対象物が「何か」によって、「エアコン」か「冷凍冷蔵」かで判断する。

## 2. 管理者について①

〈管理者とは〉

**原則、フロン類使用製品の所有者が管理者となる。**

〔原則の考え方〕

- リースやレンタル等の場合  
リース：**使用者**、レンタル：所有者（**レンタル会社**）、割賦販売：**使用者**
- テナントの場合  
建物に据え付けてある機器：建物の**所有者**  
テナントに所有権がある機器：テナント（**使用者**）
- 機器等を共同所有している場合  
共同所有者間で、話し合いで管理者を**1者**に決める。
- 所有者から委託を受けて機器管理を請け負っているビル管理会社等  
**委託元**が管理者となる。ビル管理会社は管理者にならない。
- 地方公共団体の場合  
知事部局と異なる組織は、それぞれが管理者となる。  
地方公営企業、警察組織（警視庁、都道府県警察）、学校（教育委員会）、組合、収用委員会

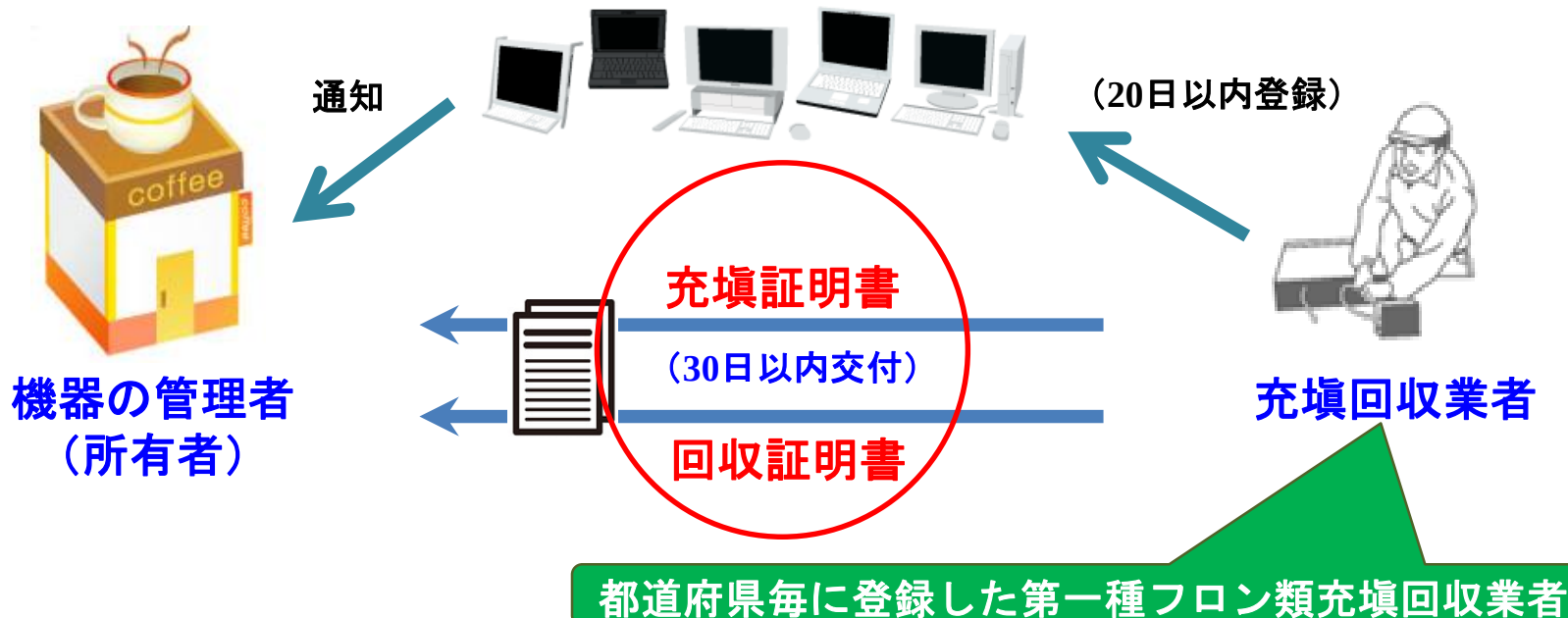
### 3. 機器の整備時について①（充填証明書・回収証明書）

- 充填回収業者は、機器のメンテナンスや修理をした際に、フロン類を回収又は充填した場合、機器の管理者に「回収証明書」又は「充填証明書」を交付します。

**（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）**  
（情報処理センターの詳細はJRECOのホームページ参照！）

情報処理センター

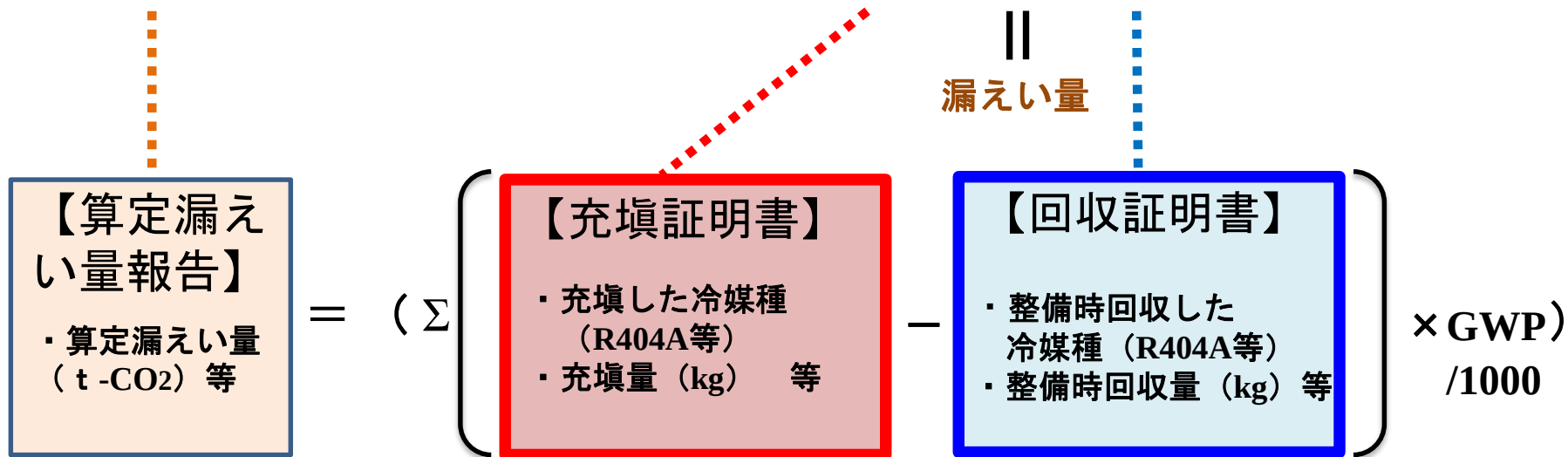
（情報処理センターに登録すれば、紙による証明書の交付不要）



### 3. 機器の整備時について②（算定漏えい量報告）

- 機器から漏えいしたフロンの量を直接把握することはできませんので、充填回収業者が発行する**充填証明書**及び**回収証明書**から（算定）**漏えい量**を算出します（**設置時に充填した量は除く。**）。

$$\text{算定漏えい量 (t-CO2)} = (\Sigma (\text{冷媒番号区分ごとの} ((\text{充填量 (kg)} - \text{整備時回収量 (kg)})) \times \text{GWP}) / 1000$$



冷媒番号区分ごとの充填量：フロン排出抑制法第37条第4項の充填証明書に記載された充填量（**設置時に充填した充填量を除く。**）

冷媒番号区分ごとの回収量：フロン排出抑制法第39条第6項の回収証明書に記載された回収量

冷媒番号区分ごとのGWP：環境大臣・経産大臣・事業所管大臣が告示等で定める値

※ 算定にあたっては、管理者の全ての機器について交付された充填証明書及び回収証明書の値から算出する必要があります。

### 3. 機器の整備時について③（充填証明書・回収証明書）

#### 記載項目

- ① 整備を発注した管理者の氏名又は名称、住所等
- ② 充填した特定製品の所在（設置場所が特定できる情報）
- ③ 特定製品が特定できる情報（機器番号、その他識別可能な情報）
- ④ 充填した第一種充填回収業者が特定できる情報
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填した年月日
- ⑦ 充填した特定製品ごとに、充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧ 当該製品の設置時に充填した場合又はそれ以外の整備時に充填した場合の別

※ 充填証明書は、記載内容が相違ないことを確認の上、充填した日から30日以内に交付する。

（回収証明書は、充填を回収と読み替える）

#### ✓ポイント

- 充填証明書、回収証明書は、管理者の保存義務はありませんが、「算定漏えい量報告」等で必要となります。  
また、立入の際の証明にもなりますので、**保存**しておくことが望ましいです。

### 3. 機器の整備時について④（充填証明書、回収証明書の例）

| フロン充填証明書                    |                 |                            |                   |                  |
|-----------------------------|-----------------|----------------------------|-------------------|------------------|
| 証明書No. kk-201500455         |                 |                            |                   |                  |
| 交付年月日                       | 2015年 7月 17日    |                            |                   |                  |
| 充填した年月日                     | 2015年 7月 11日    |                            |                   |                  |
| 充填したフロンの種類                  | 種類(R番号)         | R410A                      | GWP値              | 2090             |
| 充填したフロンの量                   | 充填量(kg)         | 25.0kg                     | 内、回収戻し<br>充填量(kg) | 19.5             |
| 設置時 整備時の別<br>(どちらかに○)       | ○ 機器の整備時に充填     |                            | 機器の新設時に現場充填       |                  |
| 整備を発注した管理者<br>(機器の所有者等)     | 住 所             | 〒123-4567<br>〇〇県〇〇市〇〇3-4-5 |                   |                  |
|                             | 氏名・名称           | (株)環境食品                    |                   |                  |
| 管理担当者                       | 住 所             | 〒321-9876<br>〇〇県〇〇市〇〇9-87  |                   |                  |
|                             | 氏 名             | 環境 太郎                      | 部署名               | 総務部              |
|                             | 電 話             | 012-345-6789               | e-mail            | kankyo@aaa.or.jp |
| 充填した機器の所在                   | 住 所             | 〒321-9876<br>〇〇県〇〇市〇〇9-87  |                   |                  |
|                             | 施設の名称<br>(建物名等) | スーパー環境 〇〇店                 |                   |                  |
| 機器の特定情報                     | 管理番号            | RGGN-6GMT-8YXA             |                   |                  |
|                             | 型 番             | AS023D                     | 製品番号              | ED024-2007       |
| 充填回収業者                      | 住 所             | 〒222-0001<br>〇〇県〇〇市〇〇12-32 |                   |                  |
|                             | 氏名・名称           | 冷凍空調設備(株)                  |                   |                  |
|                             | 電 話             | 023-444-5555               | 登録番号              | KY000123         |
| 充填業者又は立会者<br>(冷媒フロン類取扱技術者等) | 氏 名             | 佐藤 太郎                      | 資格者番号             | 1-11-1-0001000   |

| フロン回収証明書                    |                 |                            |        |                  |
|-----------------------------|-----------------|----------------------------|--------|------------------|
| 証明書No.                      |                 |                            |        |                  |
| 交付年月日                       | 2015年 7月 17日    |                            |        |                  |
| 回収した年月日                     | 2015年 7月 10日    |                            |        |                  |
| 回収したフロンの種類・量                | 種類(R番号)         | R410A                      | 量(kg)  | 19.05            |
| 整備を発注した管理者<br>(機器の所有者等)     | 住 所             | 〒123-4567<br>〇〇県〇〇市〇〇3-4-5 |        |                  |
|                             | 氏名・名称           | (株)環境食品                    |        |                  |
| 管理担当者                       | 住 所             | 〒321-9876<br>〇〇県〇〇市〇〇9-87  |        |                  |
|                             | 氏 名             | 環境 太郎                      | 部署名    | 総務部              |
|                             | 電 話             | 012-345-6789               | e-mail | kankyo@aaa.or.jp |
| 回収した機器の所在                   | 住 所             | 〒321-9876<br>〇〇県〇〇市〇〇9-87  |        |                  |
|                             | 施設の名称<br>(建物名等) | スーパー環境 〇〇店                 |        |                  |
| 機器の特定情報                     | 管理番号            | A1234587                   |        |                  |
|                             | 型 番             | AS023D                     | 製品番号   | ED024-2007       |
| 充填回収業者                      | 住 所             | 〒222-0001<br>〇〇県〇〇市〇〇12-32 |        |                  |
|                             | 氏名・名称           | 冷凍空調設備(株)                  |        |                  |
|                             | 電 話             | 023-444-5555               | 登録番号   | KY000123         |
| 回収業者又は立会者<br>(冷媒フロン類取扱技術者等) | 氏 名             | 佐藤 太郎                      | 資格者番号  | 1-11-1-0001000   |



## 4. 充填証明書・回収証明書・引取証明書

# 設置時

# 整備時

廃棄時

## 〔充填証明書・回収証明書の交付〕

〔行程管理票（引取証明書）  
の交付〕

## 〔算定漏えい量報告〕

[illegible][illegible][illegible][illegible]



---

ご清聴ありがとうございました。